

# 宮崎海岸の「海岸協力団体」を募集します！

## 海岸協力団体とは？

- ❑ 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- ❑ 海岸協力団体の指定により、海岸管理者のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

## 海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護



希少種保護  
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持  
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

### 海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

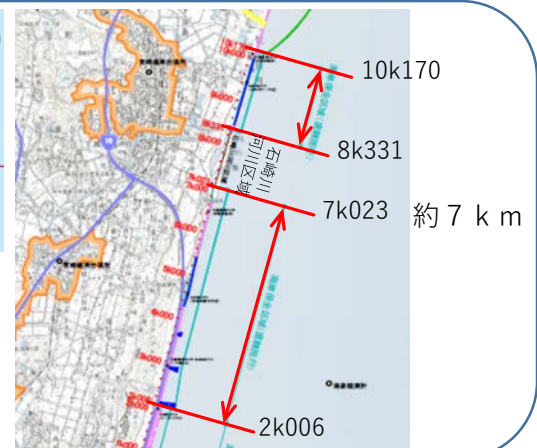
海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

## 募集範囲

### 宮崎海岸の直轄施行区域

- ・ 宮崎海岸（約7 km）  
2k006～7k023  
8k331～10k170  
宮崎市山崎町地先から  
宮崎市佐土原町下田島地先まで



## 「海岸協力団体」に指定されると？

- ❑ 海岸協力団体という法律上位置付けられた団体として指定されることで、社会的信用が向上し、円滑な活動の推進が期待されます。
- ❑ 海岸協力団体はその活動を行うにあたり、占用許可等、海岸管理者の許可が必要な場合に、海岸管理者との協議で足りることとなり、手続きが簡素化されます。
- ❑ 国や海岸管理者から、活動を行うにあたり必要な情報提供や助言等を受けることができるようになります。

## 申請時に必要な書類と入手方法について

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、宮崎河川国道事務所海岸課までご提出下さい。

申請書の様式は、宮崎河川国道事務所のホームページ（海岸）からダウンロードしていただくか、海岸課へお問合せください。

宮崎河川国道事務所ホームページ（海岸）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/sskondan/2018kaigankyoryoku.html>

申請書の表紙

→（様式第1号）にご記入ください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数に記載されているもの

→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

→（様式－活動実績）にご記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書

→（様式－活動計画）にご記入ください。

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

→直近の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ 申請時点において、法人等の設立後5年以上が経過していることを証明する資料

→証明する資料のコピーを提出して下さい。

カ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り）

→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

キ 申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

→（様式－誓約書）にご記入ください。

ク その他、海岸管理者が必要と認める書類

→詳細は募集要項をご参照ください

## 申請にあたっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。